

# はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧 療養費支給申請書の提出について

福島県国民健康保険団体連合会  
令和6年3月

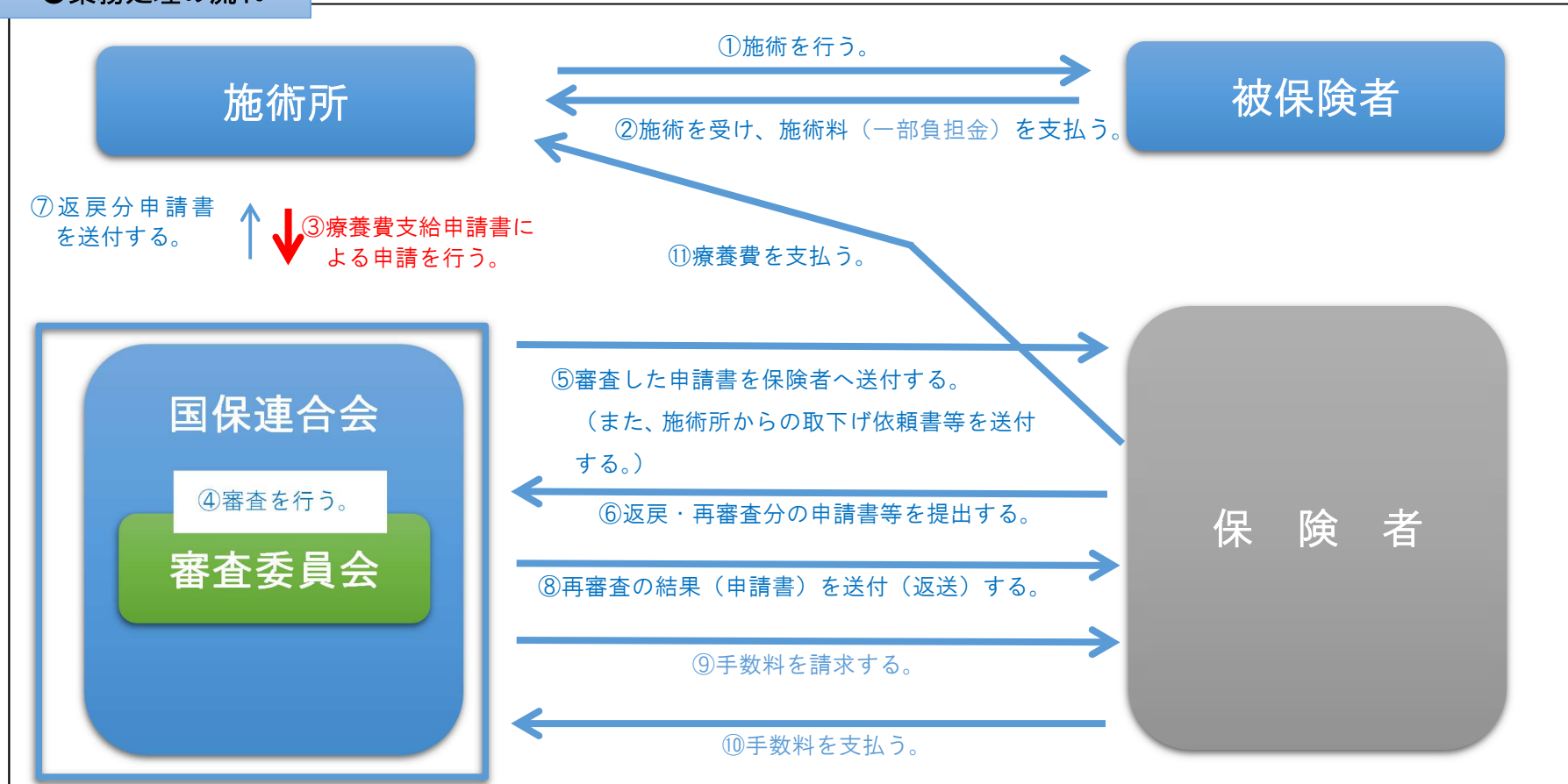
## 1. 概要

福島県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という）では保険者の事務負担軽減に向けた支援を強化するため、令和6年4月より、受領委任の取扱いによるはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る受理等業務並びに審査委員会による審査を開始します。

- 受理業務：施術所からの療養費支給申請書（以下、「申請書」という。）は、令和6年4月分より本会が受付を行い、件数や記載不備の確認などの受理業務を行う。
- 審査委員会による審査：三者（施術担当者を代表する者、保険者を代表する者、学識経験者）で構成し、専門的な知見に基づく適正な審査を行う。

このことに伴い、業務の流れ、処理方法が今後、次のとおり変更となる。

●業務処理の流れ



この資料においては「③」の部分について説明します。

## 2. 提出先・締切日

### (1) 提出先について

【提出先】 福島県国民健康保険団体連合会

〒960-8043 福島県福島市中町3-7

担当部署：療養福祉課（令和6年4月から「業務管理課」の名称が変わります。）

電話番号：024-523-2705

① 令和6年4月より、福島県内の国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の提出先が本会に変わります。

② 上記以外の保険者の請求は受け付けることができません。

提出前に被保険者証等に記載のある保険者に提出先（保険者・国保連合会）をお問い合わせください。

### (2) 提出締切日について

① 毎月10日17:00必着で本会に提出してください（令和6年度の提出締切日は別添1のとおり）。

なお、土日祝日の場合も本会1F窓口で受付します（開館時間8:30から17:00まで）。

② 個人情報保護の観点から配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）での送付を御利用ください。

③ 毎月11日以降に本会に到着した申請書は翌月受理分として取り扱います。

### 3. 提出方法のお願い

#### (1) 提出書類について

療養費支給申請総括票（Ⅰ）（以下、「総括票Ⅰ」という）及び療養費支給申請総括票（Ⅱ）（以下、「総括票Ⅱ」という）は本会での提出保険者数並びに療養費支給申請書（以下、「申請書」という）の集計結果確認のため提出をお願いします。

#### (2) 提出書類等の作成・編綴方法について（別添2、3を参考に下記の方法で作成・編綴してください。）

##### ① 申請書について

ア 別添7から11の添付が必要な場合、申請書の下にホチキス留めする。

イ 申請書を次の種別等に分ける。

■ 種別：「はり、きゅう」と「あん摩マッサージ指圧」に分ける。

■ 保険者：国民健康保険は保険者別に分け、後期高齢者医療は構成市町村別に分ける。

##### ② 総括票Ⅱについて

ア ①で種別及び保険者ごとに分けた申請書（添付書類添付済）を集計し、総括票Ⅱ（別添6）の請求欄に記載する。

■ 保険者名の欄は国民健康保険の場合「〇〇市（国保）」と、後期高齢者医療の場合「〇〇市（後期）」と記載する。

イ 総括票Ⅱを上申請書を編綴する。

ウ 保険者番号一覧（別添4）のとおり、国民健康保険の保険者番号順、次に後期高齢者医療を保険者番号順に並べる。

③ 総括票Ⅰについて

ア ②で総括票Ⅱの請求欄に記載した件数等を総括票Ⅰ（別添５）保険者（構成市町村）別に１行で転記する。

■ ②ウで並べた順に転記する。

■ 保険者ごとの計の欄（右側）は、転記した件数等を合算し記載する。

■ 合計欄は、保険者ごとの件数等を合算し記載する。

イ １枚（８行）に書ききれない場合、複数枚に分けて記載し、総括票Ⅰのみでホチキス留めする。

■ 複数枚の場合、合計欄の記載は総括票Ⅰの最終ページにのみ記載する。

④ 封筒への封入

ア ②ウで並べた順のまま、総括票Ⅰを最上部に添付し封入する。

イ 封筒には提出先となる本会の住所とあわせて、封筒の表書きに「あはき療養費在中」と記載する。

(3) 提出書類一覧

【提出書類一覧】 ○：必須、△必要に応じて申請書に添付

様式名	種別	提出	別添
療養費支給申請総括票（Ⅰ）	共通	○	5
療養費支給申請総括票（Ⅱ）	共通	○	6
療養費支給申請書	「はり、きゆう」「マッサージ」別	○	7
同意書	「はり、きゆう」「マッサージ」別	△	8
1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書	「はり、きゆう」「マッサージ」別	△	9
施術報告書	共通	△	10
往療内訳表	共通	△	11
頻回な施術を必要とした詳細な理由及び今後の施術計画書	「はり、きゆう」「マッサージ」別	△	12

※ 別添5から12の右上の「様式」等の記載は、厚生労働省通知で表示されたままにしております。

※ 各様式は厚生労働省HPからも取得が可能です。